

介護予防・日常生活支援総合事業における申請等手続きに係る提出期限等

申請内容	必要書類	提出期限	備 考
新規指定	「提出書類一覧表（新規・更新・変更）」のとおり	指定年月日（毎月1日付）の前々月末まで	事前説明等のため、原則として申請前または申請時に一度来庁いただくようお願いいたします。来庁にあたっては、日時の調整のため、 必ず事前にご連絡ください。
指定更新		指定有効期間満了日の前々月末まで	必要書類等のご相談に来庁される場合には、必ず事前にご連絡ください。
変更 (加算以外)		変更のあった日から10日以内	変更事項が住所変更または面積変更の場合は、変更予定日の1か月前までにご連絡ください。
変更 (加算関係)		加算の算定を開始する月の前月15日まで（※） ※15日が閉庁日の場合にはその直前の開庁日まで。	加算届出後に加算の要件を満たさなくなった場合には、当該加算を算定できないことはもちろん、速やかに加算を取りやめる旨の届出をする必要があります。
廃止・休止	① 廃止・休止・再開届出書 ② 事業開始時に市が交付した指定通知書（本書）	事業を廃止または休止する日の1か月前まで	
再開	① 廃止・休止・再開届出書 ② 再開可能であることが確認できる書類（休止の理由により提出書類は異なりますので、提出前に介護・障害福祉課までご確認ください）	再開から10日以内	
提出先	多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係（市役所6階） 【所在地】〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号 【電子メール】kaigo@city.tagajo.miyagi.jp		
提出方法	提出方法は、次の3つです。【①郵送／②電子メール／③多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課窓口へ直接持参】 ※事前に調整が済んでいる書類については、原則、郵送・電子メール等による提出とします。また、事前に調整が済んでおり、窓口へ直接お持ちいただく際は、事前の連絡は不要です。		
問い合わせ先	多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係 【電話】022-368-1498 【電子メール】kaigo@city.tagajo.miyagi.jp		